

平成29年小野町議会定例会12月会議

議事日程（第3号）

平成29年12月13日（水曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 委員会の継続審査
- 日程第 4 議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）
〔討論、採決、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 5 議案第71号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第72号 平成29年度小野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第73号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第14まで同じ〕
- 日程第10 議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第77号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第79号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議員提出議案第 9号 おのまち・わかものすみたい条例について
〔討論、採決〕
- 日程第16 議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第17 請願・陳情の採択、不採択の決定
- 日程第18 特別委員会委員長の間接報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで議事日程に同じ

（追加）

- 追加日程第1 議員提出議案第11号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
-

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	村上春吉君
企画政策課長	佐藤浩君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	石井一一君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	鈴木稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	吉田吉広君
会計管理者 兼出納室長	宗像喜也君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	先崎勝人	書記	猪狩信輔

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから平成29年小野町議会定例会12月会議、第7日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、佐・登委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 佐・登君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（佐・登君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過について、ご報告申し上げます。

平成29年小野町議会定例会12月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 平成29年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い、所要の改正を行う

もので、12月に支給する期末手当の支給割合を改めるものであり、公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用するものであります。

また、平成30年度以降に支給される期末手当の6月及び12月の支給率をそれぞれ改めるもので、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第76号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第75号同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第77号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第75号同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成29年10月3日付福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づき、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

また、平成30年度以降に支給される勤勉手当の支給率を改めるものであり、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第79号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、1歳6カ月に達した時点で保育所等に入れない場合、再度事業主に申し出ることにより、最長2歳まで育児休業の再延長が可能になるものであり、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律並びに農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので更に、特別工業等導入地区についても、所要の改正を行うものであります。公布の日から施行し、一部、名称変更及び事業計画承認制度は国からの同意日である平成29年9月29日から適用するものであります。

次に、議案第81号 田村広域行政組合規約の変更について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について

て詳細な説明を受け審査しました。

本案は、田村広域行政組合規約の変更をすることの協議に関して異議がない旨、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容としましては、田村西部環境センターを田村東部環境センターに集約するため、平成32年度までに田村東部環境センターの基幹改良工事を実施するに当たり、組合市町の建設費及び運営経費負担割合に係る規定の変更を行うものであり、知事の許可のあった日から施行し、平成30年2月1日から適用するものであります。

委員からは、事業計画の詳細な説明の要望、田村西部環境センターの解体費用の内訳、解体に係る組合市町の負担割合について質疑があり、更に調査を要することから、継続審査にすべきものと決定いたしました。

次に、議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例について、提出者渡邊直忠議員に出席を求め、議案の提出理由及び内容について詳細な説明を受けました。

本案は、若者定住施策として、住宅取得や人生の転換期に奨励措置を行うことにより、住民主体のまちづくりを実践する原動力の創出を図り、小野町の誇りにつながるまちづくりに寄与することを目的とするものであります。

審査の結果、条例案の奨励措置については、現行の町の条例にほぼ網羅されていること、町等との事前調整が不十分であることなどから、否決すべきものと決定いたしました。

次に、議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例について、提出者渡邊直忠議員に出席を求め、議案の提出理由及び内容について詳細な説明を受け審査しました。

本案は、議員提出議案第9号と連動することにより、新築住宅等取得に係る固定資産税の課税を免除することにより、若者の定住促進を図り、人口減少と地域経済の活性化を図ることを目的とするものであります。

審査の結果、現行の軽減制度との整合性、施策の効果、課税免除の割合などについて調整が不十分であることから、否決すべきものと決定いたしました。

以上が、平成29年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の継続審査の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5番、田村弘文委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 田村弘文君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（田村弘文君） 平成29年小野町議会定例会9月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件で、継続審査となっております陳情について、その審査の結果と経過について報告いたします。

陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、継続審査すべきものと決定されていたため、9月27日及び12月8日に再度常任委員会を開催した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情については、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的に、新たな税財源である「全国森林環境税」創設のための意見書の提出

を求めるものであります。

委員からは、福島県では平成18年度から福島県森林環境税として導入しているため、今般の全国森林環境税が創設されることで、二重課税となり負担が増えることがないように申し添えなければならないという意見がありました。

以上が、厚生産業常任委員会の継続事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

自席で結構ですので、どの委員会に質疑があるか申し添えてお願いをしたいと思います。

渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 総務文教常任委員長に対して質疑がございます。

内容は、議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例についてでございます。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○1番（渡邊直忠君） 今、委員長からは、その否決の要点として町の事前調整ということの話がされました。

この事前調整というのはどういうことを指しておるのか。お聞かせをいただきたい。

以上であります。

○議長（村上昭正君） それでは、籠田総務文教常任委員長、お願いいたします。

籠田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） ただいま、1番、渡邊議員のほうから、どのようなこととということでしたが、今回の条例提出につきましては、町の既存の条例というのがございます。やはり、その中に網羅されている各種事業、それにつきまして、やはり、かくかくの相談が必要であるということがございますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員、3回まで質疑ができますけれども、ありますか。

○1番（渡邊直忠君） はい、あります。

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

○1番（渡邊直忠君） 今、各課とのそのすり合わせというか、そういうような話が、今、出ました。それは、この議員提出議案というふうな形の中で、それはやってもいいというふうな状況というふうに考えてよろしいんですか。

今、話が出たように、その印象では、やっぱりいろんなその各課で同じような施策があると。だから、もう

少しその各課とのすり合わせをすべきでないのかというふうな答えだったと思います。

それについては、私は、知っている限りで、そういうことちょっとわからなかったもんですから、正直いって、やってはなかったわけであります。そのまま出したというわけでありますが、事前にそこはしてもいいと、そういうことというふうに理解をしてよろしいですか。

以上です。

○議長（村上昭正君） 籠田良作委員長。

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 今、1番、渡邊直忠議員が、じゃこれ事前に、かくかくの想定等がございますので、やはり全条例を網羅しないとなかなか難しい問題でありますので、やはり今言ったとおり、全条例、整合性をとるために、やはり相談するのが当然だったと思います。

以上です。

○議長（村上昭正君） 渡邊議員、あと1回ありますけれども。

○1番（渡邊直忠君） 了解です。

○議長（村上昭正君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎委員会の継続審査

○議長（村上昭正君） 日程第3、委員会の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員会委員長から、議案第81号 田村広域行政組合格約の変更について、会議規則第75条の規定により、議長に継続審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、議案第81号については継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第70号～議案第74号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第4、議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第8、議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで5議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第70号から議案第74号まで5議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号までの討論を終わります。

◎議案第70号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第70号 平成29年度小野町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第71号～議案第74号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第71号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第74号 平成29年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第71号から議案第74号までの4議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第75号～議案第80号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてまで6議案を一括して議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第75号から議案第80号まで6議案を一括討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第80号までの討論を終わります。

◎議案第75号～議案第80号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第75号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第80号 小野町税特別措置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号から議案第80号については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第9号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第15、議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議員提出議案第9号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 渡邊直忠議員。

登壇の上、討論をお願いいたします。

〔1番 渡邊直忠君登壇〕

○1番（渡邊直忠君） 議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例についての総務委員会付託に対する審査結果に対し、賛成の討論を述べたいと思います。

第四次小野町振興計画には「人口減少に歯止めをかけ、町の魅力向上や元気なまちづくりができるよう、今後、先導的・重点的に取り組むべき主要プロジェクトを設置したものであります」とあり、町は重要課題である人口減少、またはまちづくりのために、子育て支援課の新設を初め、多くの施策を実施して努力をしております。

議員の1人として、この課題の解決の一つとして、この第9号の条例が、また10号の条例が連動することにより、町内に定住する若者が1人でも多くすることができ、地域活性化も図れるとの思いから、賛成の討論をするものでございます。

町民、行政、議会がオール小野町で臨むことが大事だと考えておりますので、この条例の賛同に議員各位のご協力をお願い申し上げまして、私の討論といたします。

以上です。

○議長（村上昭正君） ただいま、渡邊直忠議員より議案に対する賛成討論がございました。

それに対して、反対討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（村上昭正君） なければ、討論なしと認めます。

したがって、議員提出議案第9号の討論を終わります。

◎議員提出議案第9号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第9号 おのまち・わかものすみたい条例についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（村上昭正君） 起立少数であります。

したがって、議員提出議案第9号については否決されました。

◎議員提出議案第10号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第16、議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議員提出議案第10号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議員提出議案第10号の討論を終わります。

◎議員提出議案第10号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議員提出議案第10号 おのまち・若者定住促進に係る固定資産税に関する条例についてお諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（村上昭正君） 起立少数であります。

したがって、議員提出議案第10号については否決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第17、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった、陳情第3号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、採択とする委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号については採択することに決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第18、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。

2番、会田明生委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 会田明生君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（会田明生君） 平成29年小野町議会定例会12月会議において、企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

去る10月4日から6日までの3日間にわたり、村上議長、大和田町長、企画政策課長にご同行をいただき、企業誘致施策を初め、各施策の調査を行うとともに、福島県大阪事務所を訪問し、当町への企業立地などを要

請して参ったものであります。

今回、行政調査に伺った兵庫県の養父市、朝来市は、小野町同様に中山間の地勢にあり、少子高齢化、人口減少といった課題を持っており、そうした中、企業誘致や様々な施策により地域経済の活性化を模索しており、企業誘致や既存企業の育成、創業支援など、小野町で実施している施策の更なる展開を図るためにも、大いに参考となる内容でありました。

また、せっかくの機会であったため、それぞれが先進的に取り組んでいる施策として、国家戦略特区による中山間地域での農業施策、地域おこし協力隊活用による地域活性化策について説明を受けたところであります。

なお、その後、訪問した福島県大阪事務所においては、関西圏から福島県への企業進出動向などについて説明を受けるとともに、当町への企業進出についての要請を行ったものであります。

次に、12月12日、村上議長にご同席をいただき、企画政策課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、企画政策課長より、企業訪問の実施状況、小野高校生を対象とした合同企業説明会の開催状況、アドバネクス旧福島工場跡地売却に係るその後の状況などについてそれぞれ説明を受け、質疑を行ったものであります。

また、次年度の委員会活動等についても協議を行ったところであり、当特別委員会としては、従前の枠にとられない幅広い観点から企業誘致や地域活性化策を検討することや、既存企業支援のための町内企業訪問の実施などについて、協議を行ったものであります。

以上が、当委員会の中間報告であります。引き続き、委員会活動を積極的に行い、企業誘致と既存企業の支援に精力的に取り組むことを申し添え、報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

3番、竹川里志委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（竹川里志君） 平成29年小野町議会定例会12月会議において、議会改革特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

去る12月12日に、議会改革特別委員会を開催いたしました。

特別委員会においては、議会懇談会の取りまとめ方法及び次年度以降の実施方法、今後の改革検討事項等について協議いたしました。

各委員からは、次回開催時の町民への周知方法や議会改革にかかわる協議事項の内容について意見がありました。

協議の結果、議会懇談会の取りまとめについては、今年度は議会改革特別委員会で行うこととし、次年度以降は広報広聴特別委員会で行うことといたしました。

なお、取りまとめについては、正副委員長で素案を作成して委員会に提示することとしました。

また、今後の委員会での検討事項として、一般質問の方法やタブレット端末の導入にかかわる調査・研究の実施等を中心に進めることとしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、当特別委員会の所管事項の調査、検討活動を精力的に行い、積極的に議会改革に取り組んで参りますことを申し添え、報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、公共施設検討特別委員会の報告を求めます。

公共施設検討特別委員会委員長。

9番、久野峻委員長。

〔公共施設検討特別委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○公共施設検討特別委員会委員長（久野 峻君） 平成29年小野町議会定例会12月会議において、公共施設検討特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

初めに、去る9月15日、町より提案のあった認定こども園整備にかかわる建設候補地について協議するため、町長、子育て支援課長等の出席のもと特別委員会を開催いたしました。

各委員からは、コンビニエンスストア後方の土地の活用方法、補助メニューの検討に伴う財源の確保、施設の先進事例の調査やソフト事業の計画、現在の園舎等敷地の有効活用などについて、質疑、意見がありました。協議の結果、町より提案のあった谷津作字谷津地内に認定こども園を整備することで決定いたしました。

次に、12月12日、認定こども園整備について説明を受けるため、子育て支援課長等の出席のもと特別委員会を開催いたしました。

子育て支援課長より、事業の進捗状況並びに今後の予定について説明を受けました。

各委員からは、園舎基本設計の発注方法、用地の買収が完了するまでの措置、スケジュール管理の手法などについて、質疑、要望がありました。

特別委員会としましては、随時報告をいただき、連絡を密にしながら、円滑な用地の取得や園舎建設等に協力体制をとっていくことといたしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、所管事項の調査・検討活動を精力的に行って参りますことを申し添え、報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（村上昭正君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第11号の議案を配付いたしましたけれども、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） なければ再開いたします。

◎議員提出議案第11号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第11号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第11号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第11号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成29年12月13日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、田村弘文、同じく佐・登、同じく久野峻、同じく渡邊直忠の各議員であります。

提案理由、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成30年の税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第11号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第11号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第11号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第11号を討論に付します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第11号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第11号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第11号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会12月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本定例会における議員各位のご精励に対し、本席より厚く御礼を申し上げます。

また、通年議会の会期末を迎えようとしておりますが、この1年間を振り返りますと、議会においては、各委員会での幅広い行政調査等の実施、広報広聴特別委員会の設置、そして10月には町内10カ所での町民・議会懇談会の開催など、各議員には、本年も積極的に議会活動を展開していただきました。

また、私ごとになりますが、福島県町村議会議長会会長職としての公務も数多く、全国議長会の会議や政府への要望活動など、その責務を改めて感じているところであります。

一方、町全体を見ますと、八重山農林高等学校を迎えての交流会を初め、各種イベントも盛会に開催いただきました。

また、将来を見据えた各種計画や構想の策定、子供たちを第一に据えた小学校統合への準備作業、防災無線や社会基盤の整備など、幅広い事業が着々と展開されておりますこと、年末に際し、改めて町執行部並びに職員各位の1年間の労に対し、感謝を申し上げます。

結びに、来るべき新年が議員並びに町執行部各位にとりまして、幸多き年となりますことを心よりご祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。

大変お世話になり、ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成29年小野町議定会定例会12月会議の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例議会には、平成29年度各会計補正予算案件5件、条例の改正案件6件、規約の変更案件1件、計12案件の提出と、専決処分1件の報告を申し上げたところでありますが、議員の皆様には、連日慎重ご審議、まことにありがとうございました。

なお、継続審査案件につきましては、引き続き、ご審議いただくことになり申しわけありませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

また、4名の議員の皆様からの一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、また、審議の過程でいただきました議員各位からのご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めて参る所存であります。

平成29年も残すところ、あとわずかになりましたが、これからも引き続き「笑顔とがんばりの町」のキャッチフレーズのもと、町民の皆さんが幸せを実感できるまちづくりに向け、事業遂行に邁進して参りますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては、お体にご留意の上、皆様全員がご健勝で新年を迎えられ、更にご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時20分